

# 訪問介護重要事項説明書

令和7年4月1日現在

## 1. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 0244-24-3870（午前8時30分～午後5時15分まで）

担当 福島 祐子（管理者兼サービス提供責任者）

庄司 亜紀子（サービス提供責任者）

\* ご不明な点は、なんでもご相談ください。

## 2. 指定訪問介護事業所南相馬市社会福祉協議会の概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 事業所名        | 南相馬市社会福祉協議会          |
| 所在地         | 南相馬市原町区小川町322番地の1    |
| 介護保険指定番号    | 訪問介護（福島県 0771200060） |
| サービスを提供する地域 | 南相馬市                 |

### (2) 事業所の職員体制

|           | 資格           | 常勤 | 非常勤 | 業務内容   | 計  |
|-----------|--------------|----|-----|--------|----|
| 管理者       | 介護福祉士        | 1  |     | 統轄管理   | 1  |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士        | 4  |     | 計画作成   | 4  |
| サービス提供責任者 | 看護師          | 1  |     | 介護報酬管理 | 1  |
| 訪問介護員     | 介護福祉士（看護師含む） | 8  | 8   | 訪問介護   | 16 |
|           | ヘルパー2級資格修了者  | 0  | 4   | 訪問介護   | 4  |

\* 従事者は身体介護および生活支援のサービスを行います。

### (3) 営業時間

|         | 通常時間帯<br>8:00~18:00 | 早朝時間帯<br>6:00~8:00 | 夜間時間帯<br>18:00~22:00 | 深夜時間帯<br>22:00~6:00 | 備考     |
|---------|---------------------|--------------------|----------------------|---------------------|--------|
| 平日      | ○                   | ○                  | ○                    | ○                   | 24時間体制 |
| 土・日・祝祭日 | ○                   | ○                  | ○                    | ○                   | 24時間体制 |

\* 時間帯により料金が異なります。

## 3. サービス内容

### (1) 身体介護

- ・食事介護… 上肢に障害があり自力で食事摂取ができない場合、食事を給仕します。
- ・入浴介護… 下肢または体幹障害があり自力移動ができない場合、家庭での入浴を介助します。シャワー浴の場合もあります。
- ・排泄介護… 下肢または体幹障害があり自力移動ができない場合、便所または簡易便所への移動をします。おむつ使用の場合は交換をします。  
(摘便行為は医療行為につきできません。訪問看護を利用ください。)
- ・清拭… 体幹障害があり自力移動ができない場合、身体を拭きます。
- ・体位変換… 体幹障害があり自力移動ができない場合、適時に身体の向きを換えます。
- ・その他… 上記外のサービスもありますので相談ください。(医療行為は除く。)

### (2) 生活援助

- ・買物… 生活必需品、食材料等の買物を支援します。
- ・調理… 食材の調理を支援します。味付は好みがありますので一緒に行ってください。
- ・掃除… 日常使用の居室を掃除します。(大掃除はできませんのでご了承ください。)
- ・洗濯… 日常使用の衣類を洗濯します。
- ・その他… 上記外のサービスもありますので相談ください。

(3)その他

- ・介護相談…介護で悩んでいるときは相談ください。助言と他の支援策も考えます。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受ける場合は、本人負担割合分の支払いを受ける。

ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表－基本料金・昼間帯】

|      |            |             |                |
|------|------------|-------------|----------------|
| 身体介護 | 30分未満      | 30分<br>～1時間 | 1時間<br>～1時間30分 |
|      | 2,440 円    | 3,870 円     | 5,670 円        |
| 生活援助 | 20分以上45分未満 | 45分以上       |                |
|      | 1,790 円    | 2,200 円     |                |

- \* 基本料金に対し、早朝(午前6時～8時)・夜間(午後7時～10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～翌6時)は50%増しの利用料金となります。
- \* 上記表の料金設定の基本となる時間とは、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた概要の時間を基準とします。
- \* やむを得ない事情により、かつ利用者の同意を得たうえで2人が訪問した場合は、2人分として2倍の利用料金となります。
- \* 保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき料金表に定める金額の10割をいただき、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。  
保険料を納付等しサービス提供証明書を保険者(原町市)に提出すると、相当分の払い戻しを受けることができます。
- \* 事業所がサービスを提供する通常の事業実施地域(南相馬市)に居住する方は無料です。  
それ以外の地域(南相馬市以外)の方は、訪問介護員の交通費として実費が必要です。  
・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmあたり30円の負担となります。

(2)介護職員処遇改善加算

所定単位数に各種加算減算を加えた総単位数とし、サービス別加算率(18.2%)を乗じた単位数で算定します。

(3)初回加算

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、利用額とは別に200円請求させていただきます。

(4)緊急時訪問介護加算

利用者やその家族が等からの要請を受け、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合100円請求させていただきます。

(5)特定事業所加算

所定単位数の10%を加算させていただきます。

(6) その他

- ① 利用者の居宅で、サービス提供のため使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。
- ② 料金の支払いについては、毎月20日までに前月分の請求をします。末日までにお支払いください。お支払い方法は、現金・振込み・口座引落のいずれかでお願います。  
現金にてお支払いいただいた場合は、領収書を発行いたします。

## 5. サービスの提供方法

### (1) サービスの利用開始

事業者へ直接または介護支援専門員を通じ申込まれると職員が訪問いたします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

\*居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、担当の介護支援専門員に相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。

#### ②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了30日前までに文書で通知します。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

\*利用者が非該当と認定された場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者が死亡した場合

#### ④その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や親族等に対して社会通念を逸脱する行為があった場合、または破産した場合、利用者は文書で解除通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延滞納し、催告にも従わず支払われない場合、または利用者および親族等が事業者ならびにサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為があった場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

## 6. 事業所における訪問介護の特徴

### (1) 運営の方針

事業所では、利用者の特性を踏まえて、残有する能力を衰退させないように配慮し、自立した生活が営むことができるよう、保健、医療、福祉関連サービスと連携をはかりながら、要望に沿ったサービスを提供します。

### (2) 訪問介護の実施概要等

事業所では、居宅サービス計画(ケアプラン)にもとづき、訪問介護計画を作成し、利用者または親族等の同意を得てからサービスの提供を行います。

## 7. 緊急時の対応

事業所のサービス従事者が、サービス提供中に利用者の容体に急変があった場合は、主治医、親族等へ連絡します。急を要する場合には、救急により搬送する場合があります。

### (1) 主治医

- ・病院 電話
- ・医師名

### (2) 親族等(代理人)

- ・氏名 電話

## 8. 事故発生時の対応

事業所のサービス従事者が、サービス提供中に発生した物損事故については、事業所において速やかに対応し、重大な人身事故については、親族等、居宅介護支援事業所及び保険者へ連絡するものとします。

## 9. 損害賠償

事業者は、サービス提供に伴い事業者の責めに帰すべき事由により、発生した事故の損害について賠償をします。ただし、過失相殺が生じる場合には過失割合によるものとします。

## 10. サービス内容に関する苦情

- (1) 事業所の訪問介護に関し、訪問介護計画に基づき提供している各種サービス内容についての苦情は下記まで連絡ください。

電話 24-3870 (月曜から金曜日までの午前8時30分より午後5時までの時間帯をお願いします。)

受付担当 庄司亜紀子 (サービス提供責任者)

高松 秀樹 (サービス提供責任者)

解決責任者 福島 祐子 (管理者)

- (2) 事業所以外に、保険者の南相馬市役所においても相談・苦情を受付けています。

電話 24-5334 (健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係)

## 11. 第三者による評価の実施状況

|             |      |        |           |
|-------------|------|--------|-----------|
| 第三者による評価の実施 | 1 あり | 実施日    |           |
|             |      | 評価機関名称 |           |
|             |      | 結果の開示  | 1 あり 2 なし |
|             | 2 なし |        |           |

## 12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 虐待防止に関する担当者 | 職種: 管理者 氏名: 福島 祐子 |
|-------------|-------------------|

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します

## 13. 本会の概要

設置者 社会福祉法人

南相馬市社会福祉協議会

代表者 会長 佐藤 正彦

所在地 南相馬市原町区小川町322番地の1

事業所 居宅介護支援 1) 居宅介護支援事業所

電話 24-3418

2) 南相馬市地域包括支援センター

電話 25-3329

訪問介護 1) 南相馬市社会福祉協議会  
電話 24-3870

通所介護 1) ひまわりデイサービス  
電話 46-1770  
2) すみれデイサービス  
電話 46-1277  
3) あすなろデイサービス  
電話 44-1330

上記の事業所は、介護保険指定事業所として開設しています。

【説明確認欄】

令和 7年 月 日

訪問介護サービスの提供にあたり、契約書および重要事項について説明しました。

所在地 南相馬市原町区小川町322番地の1  
事業者名称 指定訪問介護事業所  
南相馬市社会福祉協議会

代表者 管理者 福島 祐子 印

職名 サービス担当責任者  
説明者

氏名 福島 祐子 印

訪問介護サービスの提供を受けるにあたり、契約書および重要事項について説明を受けました。

住 所

利用者

氏 名 印

住 所

代理人

氏 名 印

続柄 ( )

# 覚 書

様（以下「利用者」という。）と指定訪問介護事業所南相馬市社会福祉協議会（以下「事業所」という。）との間で、令和 年 月 日に締結した訪問介護契約書第10条（守秘義務）について、消費者契約法（平成13年4月1日法律61号施行）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に準拠し、詳細について下記のとおり定めることに、当事者双方異議なく同意しました。

## 記

- 1 利用者および親族等は、利用者に対する訪問介護サービス提供に必要な範囲でサービス担当者会議および調整会議等に個人情報を用いることに同意します。ただし、個人情報を用いる場合には、事前に利用者及び親族等の承諾を得るものとし以下同様とします
- 2 利用者および親族等は、サービス提供責任者が介護予防計画を作成するにあたり必要な場合には、主治医等の意見を求めることに同意します。
- 3 利用者および親族等は訪問介護サービスの資質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために個人情報を用いることに同意します。
- 4 事業所の従事者は、知り得た利用者および親族等に関する個人情報を上記以外に用いることはなく、訪問介護契約が終了した後も継続します。
- 5 利用者またはその親族たる代理人、補助人、後見人およびそれぞれの監督人等は本書を取り交わした記載事項に錯誤または誤認があり不利益を受けると認められる場合には、いつでも申し出るにより本約定を取り消すことができます。

上記のとおり令和7年7月2日に利用者の居宅においてこの覚書を作成し、当事者双方とも合意したので、下記に署名捺印しそれぞれ1通を保有する。

令和 7年 月 日

|       |           |  |       |   |
|-------|-----------|--|-------|---|
| 事業所   | 所在地       | 南相馬市原町区小川町322番地の1                            |       |   |
|       | 名称        | 指定訪問介護事業所<br>南相馬市社会福祉協議会<br>(指定番号0771200060) |       |   |
|       | 代表者       | 管理者  | 福島 祐子 | 印 |
| 説明者   | 職名        | サービス提供責任者                                    |       |   |
|       | 氏名        | 福島 祐子 印                                      |       |   |
| 利用者   | 住所        |  |       |   |
|       | 氏名        | 印  |       |   |
| 利用者   | 住所        |  |       |   |
| (代理人) | の親族<br>氏名 | ( ) 印  |       |   |